

## 2019(令和元)、2020(令和2)年度自己点検評価の概要

### 自己点検・評価について

#### 1. 学校法人及び短期大学の沿革

東京歯科大学短期大学を設置している学校法人東京歯科大学は、私立学校法第3条に基づき、私立学校の設置を目的として設立された法人であり、東京歯科大学及び東京歯科大学大学院を設置している。東京歯科大学は、明治23年に米国の歯科医学を教授するために高山歯科医学院として開設され、今日まで継続しているわが国最古の歯科医学教育機関である。昭和21年、東京歯科大学はわが国の歯科医学教育機関で初めての大学(旧制)として認可された。東京歯科大学は、日本の近代化に貢献するとともに、進取の気性、開拓精神という先導性とともに「歯科医師たる前に人間たれ」という世代を超えた哲学を校風として、歯科医学・歯科医療の進展に対し常に尽力してきたものである。

歯科医学は今日、生命科学として医学との関係をより強くしている。東京歯科大学が65年前の大学昇格とともに新しい歯科医師育成のための医学教育の場として設立した市川総合病院は、現在570床で標榜診療科26科の基幹病院として地域医療に貢献している。わが国の将来を鑑みて、東京歯科大学は平成25年9月から水道橋キャンパスに主たる教育の場を移し、千葉県市川市、千葉市美浜区に有する附属病院等との連携のもと教育、研究、臨床を展開している。

東京歯科大学は、歯科医学教育において先陣を切るとともに、昭和23年歯科衛生士法の制定後速やかに翌昭和24年に歯科衛生士学校を創設した。わが国で最も古い歯科衛生士学校である。開校以来2千人を超す歯科衛生士を世に送り出し、歯科衛生士の発展と歯科医療に寄与してきた。歯科衛生士は戦後の新たな女性の職業であり、今日までの女性の社会進出にも貢献してきた。

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」が制定され、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築を定めた。

この法律の中で、歯科衛生士法が改正され、歯科衛生士の行う予防処置を、「歯科医師の直接の指導の下に行う」から「歯科医師の指導の下に行う」と「直接」が削除された。また、歯科衛生士が業務を行うに当たり、歯科医師その他の歯科医療関係者と緊密な連携を図り、適正な歯科医療の確保に努めることも新たに定められた。

歯科衛生士法の改正により、歯科診療の補助、歯科保健指導、連携による業務といった新たな業務が制度化された。歯科衛生士法の改正により歯科衛生士教育は変わらざるを得ず、教育機関も新たな機能を持つことが必要となった。

これまで、多くの歯科衛生士を世に送り出し、歯科保健医療の発展に努めてきた東京歯科大学歯科衛生士専門学校としては、これらの変化に対応する歯科衛生士を育成することが必要であり、学校法人東京歯科大学の歴史的な使命であると認識している。しかし、専門学校の教育体制のままでは適切かつ十分に対応することが難しいことも明らかであり、教養教育と専門教育のバランスのとれた教育課程を展開し、法制度の変化に対応できる短期大学の設置が求められたことから、東京歯科大学の有する教育・研究・臨床の高い機能を歯科衛生士教育に十分活用するため、東京歯科大学の主たる教育の場である水道橋キャンパスに、平成29年、東京歯科大学短期大学を開学した。

#### 2. 自己点検・評価の実施

東京歯科大学短期大学は、平成29年度に開学した。短期大学基準協会の点検・評価を基に自己点検を行った結果について以下のとおりである。

基準	項目番号	評価項目		自己点検評価	
		点検項目(評価の視点)			
基準 I 建学の精神と教育の効果	(1) 建学の精神	1	建学の精神を確立しているか。	東京歯科大学の建学の精神である「歯科医師たる前に人間たれ」は、歯科医師としての知識や技術だけでなく、社会性を身につけ、人間的に優れた良識豊かな歯科医師を養成しようとする「ヒューマニズム」を尊重した精神である。東京歯科大学短期大学では、この精神を継承し、等しく歯科衛生士として歯科疾患の予防及び口腔衛生の向上を図ることを通じて、個人の健康を増進させ、人々の健康づくりを支援できる能力をもつ人材を育成することを目的としている。	
			建学の精神の設定とその内容は、本学が目指すべき方向性や育成する人間像をあきらかにしているか。		
			建学の精神は、教育、研究、社会貢献の面で具現化されていますか。		
		2	高等教育機関として地域・社会に貢献しているか		近隣の学校等をはじめとした歯科衛生に関する指導など郊外授業の検討を引き続き行っていく必要がある。
			地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放(リカレント教育を含む)等を実施している。		
			地域・社会の地方公共団体、企業(等)、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。		
		教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。			
	(2) 教育の効果	3	教育目的・目標を確立しているか。	アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーの3つの方針に基づき、各教科に関する教育目的・目標を設定し、本学の目的を達成している。	
			学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。		
			学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。		
			学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応じているか定期的に点検している。		
		4	学習成果(Student Learning Outcomes)を定めているか。	定期試験、実習・実技試験、各授業単位での小テスト、課題レポート等の結果をデータ量化し、授業課において一元管理を行っている。そのデータについては、各授業担当者へフィードバックを行い、各学生個人もしくは授業内容のブラッシュアップへ活用している。	
			短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。		
			学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。		
			学習成果を学内外に表明している。		
		5	卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学受入れの方針(三つの方針)を一体的に策定し、公表しているか。	「自己点検・評価委員会」において、三つの方針を踏まえ教育の効果が期待できる内容の検討を行っている。	
			三つの方針を関連付けて一体的に定めている。		
	三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。				
	三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。				
	(3) 内部質保証	6	自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいるか。	学芸を教授研究し、豊かな共用と高い人格を備えた人材育成のため財政基盤を強固に確立し、教育の質保証を確保している。「自己点検・評価委員会」を設置し規程等の整備、日常の自己点検評価を行っている。	
自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。					
日常的に自己点検・評価を行っている。					
7		教育の質を保証しているか。	学習成果を焦点とする査定(アセスメント)の手法について定まっていない部分があるが、概ね実施されている。		
	学習成果を焦点とする査定(アセスメント)の手法を有している。				
	査定の手法を定期的に点検している。				
	教育の向上・充実のためのPDCAサイクルを活用している。				
8	学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。	歯科疾患の予防及び口腔衛生の向上を図ることを通じて、個人の健康を増進させ、人々の健康づくりを支援できる能力をもつことをはじめとする歯科保健医療を提供できる人材を養成する。			
	短期大学士の卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)を明確に示している。				
	学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。				
	学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針を定めている。				
基準 II	9	学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。	学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。		
		学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。			

準Ⅱ 教育課程と学生支援	(1) 教育課程	9	教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)を明確に示しているか。	歯科衛生士(国家資格)業務に携わるために、時代に対応した高度な歯科医療に関する知識及び技能等の教育課程を示し、口腔機能の変化や機能障害を把握し、統合して支援を行うための知識と技能と態度を修得させている。
			学科・専攻課程の学習成果に対応した、授業科目を編成している。	
			単位の実質化を図り、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。	
			成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にとり判定している。	
			シラバスに必要な項目(学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等)を明示している。	
			学科・専攻課程の教員を、経歴・業績を基に、短期大学設置基準の教員の資格にとり適切に配置している。	
			学科・専攻課程の教育課程の見直しを定期的に行っている。	
		10	教育課程は、短期大学設置基準のとおり、幅広く深い教養を培うよう編成しているか。	変化の激しい社会のなかで、未知の事態や新しい状況に的確に対応していく力を養い、豊かな人間性や高い倫理観、多彩な表現力などを育むために人間や社会を総合的に理解する幅広い教養と知識を修得させている。
			教養教育の内容と実施体制が確立している。	
			教養教育と専門教育との関連が明確である。	
		教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。		
基準Ⅱ 教育課程と学生支援	(1) 教育課程	11	教育課程は、短期大学設置基準のとおり、職業又は实际生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施しているか。	医学歯学のみならず福祉など幅広い分野を学び、これらを統合して身につけることによって、医療・福祉の各領域の視点を持ちつつ、多職種と協働しながら歯科衛生士の立場から総合的な知識と技能を駆使して人々の健康づくりに寄与するための知識と技能及び態度を修得させている。
			学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。	
			職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。	
		12	入学受入れの方針(アドミッション・ポリシー)を明確に示しているか。	向上心を持ち、国民に貢献する意欲があり、歯科衛生士にとって必要な歯科医学を修得するための基礎学力のある女子を受け入れることを明確にし、一般入学試験、推薦入学試験と区分し実施している。
			入学受入れの方針は学習成果に対応している。	
			学生募集要項に入学受入れの方針を明確に示している。	
			入学受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。	
			入学受入れの方法(推薦、一般、AO選抜等)は、入学受入れの方針に対応している。	
			高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。	
			授業料、その他入学に必要な経費を明示している。	
			アドミッション・オフィス等を整備している。	
			受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。	
			入学受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。	
		13	短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確であるか。	定期試験、実習・実技試験等の定量化されたデータを活用し、各学生個人へのフィードバックのみならず、各授業担当者へのフィードバックを行い、次年度以降の授業内容のブラッシュアップに用いている。
			学習成果に具体性がある。	
			学習成果は一定期間内で獲得可能である。	
		学習成果は測定可能である。		
14	学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっているか。	各科目単位の評価において、進級判定に用いているが、引き続き、分布統計等へ活用していくことを検討する。		
	GPA分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積(ポートフォリオ)、ルーブリック分布などを活用している。			
	学生調査や学生による自己評価、同窓生・雇用者への調査、インターシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。			
		学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。		
15	学生の卒業後評価への取り組みを行っているか。	進路先から回答を得る方法や学内での活用方法について検討を行っている。		
	卒業生の進路先からの評価を聴取している。			
		聴取した結果を学習成果の点検に活用している。		
16	学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用しているか。			
	教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。			
	① 教員は、シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。			
	② 教員は、学習成果の獲得状況を適切に把握している。			
		③ 教員は、学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。		

	(2) 学生支援	<p>④ 教員は、授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。</p> <p>⑤ 教員は、教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。</p> <p>⑥ 教員は、学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。</p> <p>事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。</p> <p>① 事務職員は、所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。</p> <p>② 事務職員は、所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。</p> <p>③ 事務職員は、所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。</p> <p>④ 事務職員は、学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。</p> <p>教職員は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。</p> <p>① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。</p> <p>② 教職員は、学生の図書館又は学習資源センター等の利便性を向上させている。</p> <p>③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。</p> <p>④ 教職員は、学生による学内LAN及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。</p> <p>⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。</p>	<p>すべての授業、実習、演習において、学生による授業評価を行い、結果について各授業等の担当者へフィードバックを行っている。また、学生のコンピュータや図書館の使用にあたっては、授業の中での学習はもとより、オフィスアワーを含めた様々な場面での学生支援体制を構築し、有効活用している。</p>
基準II 教育課程と学生支援	(2) 学生支援	<p>17 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っているか。</p> <p>入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。</p> <p>入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。</p> <p>学習成果の獲得に向けて、学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。</p> <p>学習成果の獲得に向けて、学生便覧等、学習支援のための印刷物(ウェブサイトを含む)を発行している。</p> <p>学習成果の獲得に向けて、基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。</p> <p>学習成果の獲得に向けて、学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。</p> <p>学習成果の獲得に向けて、進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。</p> <p>必要に応じて学習成果の獲得に向けて、留学生の受入れ及び留学生の派遣(長期・短期)を行っている。</p> <p>学習成果の獲得状況の量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。</p> <p>18 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っているか。</p> <p>学生の生活支援のための教職員の組織(学生指導、厚生補導等)を整備している。</p> <p>クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。</p> <p>学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。</p> <p>宿舍が必要な学生に支援(学生寮、宿舍のあっせん等)を行っている。</p> <p>通学のための便宜(通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等)を図っている。</p> <p>奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。</p> <p>学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。</p> <p>学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。</p> <p>留学生在籍する場合、留学生の学習(日本語教育等)及び生活を支援する体制を整えている。</p> <p>社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。</p>	<p>年度当初において学生生活に関するオリエンテーションを実施し、その後、各授業科目において学修方法を含めた授業構成を実施している。また、実技を伴う実習については、オフィスアワーを活用した自修が可能な体制を整えている。</p> <p>学年主任・副主任制を採用し、専任教員3名を中心に支援体制を構築している。また、歯学部学生会と一緒に、本学学生もクラブ活動を行っている。さらに、学生の健康管理面については、本学キャンパスに隣接する東京歯科大学水道橋病院と連携し、即対応可能な体制を整えている。</p>

		<p>19 進路支援を行っているか。</p> <p>就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。</p> <p>就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。</p> <p>就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。</p> <p>学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。</p> <p>進学、留学に対する支援を行っている。</p>	<p>教学部長、第3学年主任、副主任を中心に事務局も連携し進路支援を行っている。就職試験対策として、小論文試験や面接試験対策を行う体制を整えている。</p>
<p>基準Ⅲ 教育資源と財的資源</p>	<p>(1) 人的資源</p>	<p>20 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備しているか。</p> <p>短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。</p> <p>短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。</p> <p>専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足しており、それを公表している。</p> <p>学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員(兼任・兼担)を配置している。</p> <p>非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を遵守している。</p> <p>学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。</p> <p>教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。</p>	<p>短期大学設置基準に基づき、教員の配置を行っている。</p>
<p>基準Ⅲ 教育資源と財的資源</p>	<p>(1) 人的資源</p>	<p>21 専任教員は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っているか。</p> <p>専任教員の研究活動(論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他)は学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。</p> <p>専任教員個々人の研究活動の状況を公開している。</p> <p>専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。</p> <p>専任教員の研究活動に関する規程を整備している。</p> <p>専任教員の研究倫理を遵守するための取り組みを定期的に行っている。</p> <p>専任教員の研究成果を発表する機会(研究紀要の発行等)を確保している。</p> <p>専任教員が研究を行う研究室を整備している。</p> <p>専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。</p> <p>専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。</p> <p>FD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。</p> <p>教員は、FD活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。</p> <p>専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。</p> <p>22 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備しているか。</p> <p>事務組織の責任体制が明確である。</p> <p>事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。</p> <p>事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。</p> <p>事務関係諸規程を整備している。</p> <p>事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。</p> <p>防災対策、情報セキュリティ対策を講じている。</p> <p>SD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。</p> <p>事務職員(専門的職員等を含む)は、SD活動を通じて職務を充実させ、教育研究活動等の支援を図っている。</p> <p>日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。</p> <p>事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。</p>	<p>専任教員の研究活動については、東京歯科大学関連施設との連携下において、実験設備等を共同利用している。また、研究実施に係る不正行為防止等の研修についてもFD活動を通して、随時実施している。</p> <p>学生生活が円滑となるよう、防災対策、防犯対策、コンピュータセキュリティ対策について、同一キャンパス内の関連部署(防災センター、情報システム管理委員会)と連携を強化している。また、SD活動については、本学専任教員と合同でFD活動として行っており、事務組織と専任教員との共通認識下での業務遂行ができるような体制を構築している。</p>

		23	労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っているか。	労働関係法令の遵守のもと、学校法人東京歯科大学の諸規程に基づき、適正に管理運営を行っている。	
			教職員の就業に関する諸規程を整備している。 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。		
(2) 物的資源	24	学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用しているか。			本学のキャンパスのみでなく、学校法人東京歯科大学の関連施設を含め、物的資源を整備、活用し、かつ短期大学設置基準の諸規定を充足している。
		校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。			
		適切な面積の運動場を有している。			
		校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。			
		校地と校舎は障がい者に対応している。			
		学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。			
		学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。			
		適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。			
		図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV資料数及び座席数等が適切である。			
		購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。			
		図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。			
適切な面積の体育館を有している。					
(2) 物的資源	25	施設設備の維持管理を適切に行っているか。		学校法人東京歯科大学の諸規程や関連部署に準拠し、適切に維持管理を行っている。	
		固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。			
		諸規程に従い施設設備、物品(消耗品、貯蔵品等)を維持管理している。			
		火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。			
		火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。			
		コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。			
(3) 技術的資源をはじめとするその他の教育資源	26	短期大学は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備しているか。		経年的な学修内容を勘案し、入学開始時点において、すべての学生にコンピュータ所有を行わせ、同時に情報技術の向上に関するトレーニングを授業科目として1年前期を通じて実施している。その際には、本学実験室における教育環境を有効活用し、特別教室的運用を行っている。	
		学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。			
		学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。			
		技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。			
		学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術的資源の分配を常に見直し、活用している。			
		教職員が学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。			
		学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて、学生の学習支援のために必要な学内LANを整備している。			
		教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。			
		学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うコンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL教室等の特別教室を整備している。			

教育資源と 財的資源	(4) 財的資源	27	<p>財的資源を適切に管理しているか。</p> <p>計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。</p> <p>① 資金収支及び事業活動収支は、過去3年間にわたり均衡している。</p> <p>② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。</p> <p>③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。</p> <p>④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。</p> <p>⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。</p> <p>⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。</p> <p>⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。</p> <p>⑧ 教育研究経費は経常収入の20%程度を超えている。</p> <p>⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源(図書等)についての資金配分が適切である。</p> <p>⑩ 公認会計士の監査意見への対応は適切である。</p> <p>⑪ 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。</p> <p>⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。</p> <p>⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。</p> <p>財的資源を毎年度適切に管理している。</p> <p>① 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。</p> <p>② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。</p> <p>③ 年度予算を適正に執行している。</p> <p>④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。</p> <p>⑤ 資産及び資金(有価証券を含む)の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。</p> <p>⑥ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。</p>	<p>資金管理は、各施設で行い資金計算書について毎月作成し確認を行っている。法人全体の管理について、法人事務局経理部にて行っている。</p>	
		28	<p>日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理しているか。</p> <p>短期大学の将来像が明確になっている。</p> <p>短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。</p> <p>経営実態、財政状況に基づいて、経営(改善)計画を策定している。</p> <p>① 学生募集対策と学納金計画が明確である。</p> <p>② 人事計画が適切である。</p> <p>③ 施設設備の将来計画が明瞭である。</p> <p>④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。</p> <p>短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費(人件費、施設設備費)のバランスがとれている。</p> <p>学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。</p>		<p>財政状況については、法人事務局において過去5年分の財務状況調査による分析等を行っている。</p>

基準IV リーダーシップとガバナンス	(1) 理事長のリーダーシップ	29	理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。	東京歯科大学短期大学の運営にあたり、各規程の整備や、運営方法等について、評議員会に諮ったうえで理事会において決定されている。
			理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。	
			① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。	
			② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。	
			③ 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績(財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書)を評議員会に報告し、その意見を求めている。	
			理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。	
			① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。	
			② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。	
			③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。	
			④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。	
		⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。		
		⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。		
		理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。		
		① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。		
		② 理事は、私立学校法の役員の選任の規定に基づき選任されている。		
		③ 寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。		
	(2) 学長のリーダーシップ	30	学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。	東京歯科大学短期大学学長として、リーダーシップを発揮し、教職員に対する指導助言を的確に行っている。
			学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。	
			① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。	
			② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。	
		③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。		
		④ 学長は、学生に対する懲戒(退学、停学及び訓告の処分)の手續を定めている。		
		⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。		
		⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。		
		学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。		
		① 教授会を審議機関として適切に運営している。		
	② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。			
	③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。			
	④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。			
	⑤ 教授会の議事録を整備している。			
	⑥ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。			
	⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。			

<b>基準IV</b> <b>リーダーシップとガバナンス</b>	<b>(3)</b> <b>ガバナンス</b>	31	監事は寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っているか。	監事による監査を適宜適切に実施するとともに、外部監査を受け適切な経理事務を行っている。	
			監事は、学校法人の業務及び財産の状況について適宜監査している。		
			監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。		
			監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出している。		
			32	評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営しているか。	評議員会は、理事会へ意見を述べ理事会からの諮問事項を適切に処理している。
			評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって、組織している。		
				評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。	
			33	短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしているか。	本学のホームページに財務情報、教育情報を掲載し、情報公開に努めている。
				学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。	
				私立学校法の規定に基づき、財務情報を公開している。	